

# 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会

## 規 約

### (名 称)

第1条 本会は、国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会（仮称）（以下、「委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、国道138号新屋拡幅（上宿交差点～富士見公園南交差点）を契機として、今後の富士北麓地域に相応しい道路整備に資するため、「景観形成や周辺まちづくりの方向性」等の検討を行い、「国道138号周辺まちづくりの方向性」について、提言を行うものである。

### (組 織)

第3条 委員会は、別紙1の委員をもって構成する。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
- 3 必要に応じ、委員長の指名により委員を追加することができる。
- 4 「国道138号周辺まちづくりの方向性」の検討にあたっては、作業部会が担うものとし、別紙2の委員をもって構成する。なお、所属の役員が交代した時は、後任者をもって委員とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げないものとする。

### (情報公開)

第5条 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については委員会でこれを定める。

- 2 委員会の事務局は、前項で決定した公開する情報について、関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課及び富士吉田市都市基盤部都市政策課国道138号対策室に置く。

### (委員長への委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成25年11月19日から適用する。

## 国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会 委員

氏名	所属	役職
中島 直人	東京大学大学院工学系研究科	准教授
<u>小俣 久</u>	新屋連合自治会	連合自治会長
<u>高村 始</u>	上宿連合自治会	連合自治会長
<u>坂本 亨</u>	中宿連合自治会	連合自治会長
<u>外川 公彦</u>	下宿連合自治会	連合自治会長
<u>勝俣 多市</u>	中曾根連合自治会	連合自治会長
堀内 光一郎	富士急行株式会社	代表取締役社長
<u>渡邊 隆信</u>	富士吉田商工会議所	専務理事
<u>真田 吉郎</u>	財団法人 ふじよしだ観光振興サービス	常務理事
<u>櫻田 学</u>	山梨県 富士・東部建設事務所 吉田支所	支所長
<u>立川 学</u>	山梨県 県土整備部 道路整備課	課長
<u>和泉 正剛</u>	山梨県 観光文化部 世界遺産富士山課	課長
<u>水越 欣一</u>	富士吉田市 企画部	部長
<u>留守 洋平</u>	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	事務所長

下線部：人事異動等で今回交代された委員

## 国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討作業部会 委員

氏名	所属	役職
<u>渡邊 隆信</u>	富士吉田商工会議所	専務理事
田辺 多重子	御山俱楽部	会長
上文司 厚	北口本宮富士浅間神社	宮司
<u>大鷹丸 一夫</u>	富士山北口御師団	歳司
<u>國澤 新</u>	富士山北口御師団	歳司
<u>古屋 豪</u>	富士急バス株式会社	取締役社長
<u>関 俊也</u>	山梨県 県土整備部 道路整備課	道路企画監
<u>細田 智愁</u>	山梨県 県土整備部 都市計画課	まちづくり推進企画監
<u>弦間 重彦</u>	山梨県 県土整備部 県土整備総務課 景観づくり推進室	室長補佐
<u>和智 美秋</u>	山梨県 県土整備部 道路管理課	課長補佐
<u>細川 守孝</u>	山梨県 富士・東部建設事務所 吉田支所 道路課	課長
<u>石神 孝子</u>	山梨県 観光文化部 文化振興・文化財課	課長補佐
<u>古屋 幸一</u>	山梨県 観光文化部 世界遺産富士山課	総括課長補佐
<u>本住 武司</u>	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	副所長

下線部：人事異動等で今回交代された委員

## 国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討作業部会 委員

氏名	所属	役職
<u>萱沼 妙子</u>	富士吉田市 企画部 地域振興・移住定住課	課長
<u>濱田 淳之</u>	富士吉田市 都市基盤部 道路公園課	課長
<u>渡邊 英之</u>	富士吉田市 産業観光部 富士山課	課長
<u>布施 光敏</u>	富士吉田市 教育委員会 歴史文化課	課長

下線部：人事異動等で今回交代された委員